

議第11号

令和7年度京都市立病院機構病院事業債特別会計予算

令和7年度京都市立病院機構病院事業債特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,767,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表市債」による。

令和7年2月17日提出

京都市長 松井孝治

2 病院事業債

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 諸 収 入		1,147,000 <small>千円</small>
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,147,000
2 市 債		620,000
	1 市 債	620,000
歳 入 合 計		1,767,000

歳 出

款	項	金 額
1 市立病院機構病院事業債 管理事業費		1,767,000 <small>千円</small>
	1 貸 付 金	620,000
	2 公 債 費	1,147,000
歳 出 合 計		1,767,000

第2表 市 債

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
市立病院機構貸付金	千円 620,000	発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額	証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は消費貸借の方法による。	% 8.0以内	起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。